

製作物供給契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の製作物供給契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の製作を行い、納入期限（以下「納期」という。）までに甲の指定する納入場所において契約物品を甲に引き渡し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

2 乙は、契約物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、契約物品の製作の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、契約物品の製作を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においてもこの契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行にあたり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(輸送費等)

第6条 納入の場所までの輸送（こん包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（契約の変更）

第7条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合には、納期、納入場所、契約数量及び仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、納期を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第8条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に關して協議を行う場合に準用する。

（官給品等）

第9条 甲は、この契約又は仕様書等に基づき官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を支給することができる。この場合、乙は、受領書を提出して受領しなければならない。

2 乙は、官給品等を受領した後、その品質又は規格が使用に適さないと認めたときには、その旨を甲に通知するものとする。

3 乙は、乙の故意又は過失によって、甲から支給された官給品等を滅失し、又は毀損したときには、代品（甲の認定したものに限る。）を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

5 乙は、前項の規定による損害賠償額を納付しない場合には、納付期間満

了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（監督官）

第10条 甲は、必要と認める場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙の製作工程、材料及び支給品について監督を実施するものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

（承認用図面等）

第11条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約物品の製作に先立ち、承認用図面又は見本を提出し、甲又は監督官の承諾を受けなければならない。

（納入）

第12条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込んだときには、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

第13条 甲は、前条に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

2 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときには、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は、検査の結果について異議を申し立ててはならない。

3 甲は、検査の結果合格と認めたときには、受領書を乙に交付するものとする。ただし、納品書の控えに検査年月日を記入し、記名等することによりこれに代えることができる。

4 検査の費用のうち、乙又は乙の代理人が立ち会うため出頭する費用及び検査のための消耗等による損失は乙の負担とする。

（不合格品及び過納品の処理）

第14条 乙は、前条に規定する検査の結果、不合格となった場合には、甲の指示するところに従い、当該物品について数量の追加又は代品による補

充を行い、甲の再検査を受けるものとし、不合格品又は過納品は、甲の指定した期限内に引き取らなければならない。

- 2 前項に規定する期限内に乙が引き取らないときは、甲は乙の負担において当該物品の保管を他に託し、又は返送することができる。

(値引受領)

第15条 乙の納入した物品で、検査の結果、多少の不備があるため不合格となっても、甲において本来の使用に差し支えがないと認めたときには、契約価格を相当額値引きしてこれを受領することができる。

(所有権の移転及び危険負担)

第16条 物品の所有権は、甲が第13条に規定する検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって甲に移るものとする。

- 2 前項に規定する所有権の移転前に生じた物品の亡失、き損等はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合にはこの限りではない。

- 3 納入した契約物品の性質上、必要な容器、外包等は、甲に帰属する。

(代金の支払)

第17条 乙は、第13条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、前条に規定する期間内に契約物品の代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(無償の納期延期)

第19条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、納期までに契約物品の引渡しができないときには、その理由を明記して納期延期を甲に申請するものとする。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには無償で納期を延期することができる。

(有償の納期延期)

第20条 乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承諾を得て納期を過ぎて契約物品を納入したときには、乙は、遅滞料として納期の翌日から起算して納入の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が100円未満である場合はこの限りではない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、第9条第5項の規定を準用する。

(無償の契約解除)

第21条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号に一に該当する場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が前条に規定する場合のほか、この契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙が完全にこの契約の履行を行わないとき。

(3) 乙又はその代理人が甲の行う検査に際し不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査官等の職務を妨げたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第20条第2項の規定を準用する。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一

部を解除することができる。

- (1) 第7条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第24条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第25条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項に規定する損害賠償額は、その額が契約保証金又は第22条第2項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定に基づく損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第20条第2項の規定を準用する。

(契約物品の契約不適合)

第26条 納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約物品の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合

は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、第13条に規定する検査において契約物品の全数について数量の確認を行った場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が契約物品の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取消し若しくは変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 10 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- 11 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第9条第5項の規定を準用する。
- 12 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第20条第1項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(相殺)

第27条 甲が乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有するときには、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(原価等の調査)

第28条 甲は、契約物品について、その原価を確認する必要がある場合、又は損害賠償金等の算定に当たり適正を期する必要がある場合には、これらの事項を明らかにする乙の帳簿書類を調査し、乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の管理する営業所、工場その他の場所に立ち入り、調査することができる。

2 甲は、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権の保全上必要がある場合には、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 乙は、前2項に規定する調査に協力するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に従わないときには、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権に対し、納入告知をした履行期限を繰り上げることができる。

5 甲は、第1項及び第2項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(担保又は保証人)

第29条 甲は、違約金又は損害賠償金を確保するため必要があるときには、乙から担保を提供させ、又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査等については、前条の規定を準用する。

2 担保の付されている債権について担保の価格が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときには、乙は、甲の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

(秘密の保持)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第31条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せ

ざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。

6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

(人権配慮の取組)

第32条 この契約においては、受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(その他)

第 3 3 条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。